

はじめに

大阪市では、「障害のある人が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるまちづくり」の実現をめざし、国内外の動きに合わせて様々な取り組みをすすめてきました。

国際的には、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を一つの契機として、「世界行動計画」の理念である「完全参加と平等」の実現に向けた動き、国内的には、「障害者基本法」「教育基本法」や「障害者の雇用の促進に関する法律」をはじめとする障害者支援に関する法の制定や改正の動きに合わせて施策の推進を図ってきました。

また、平成15年3月には、「大阪市障害者支援計画（平成15～24年度）」、平成16年1月には、前期5か年の間に重点的に実施する施策と達成目標を定めた「重点施策実施計画（平成15～19年度）」を策定し、障害のある人の地域生活を支える基盤整備をすすめてきました。

この間、平成15年度の措置制度から契約制度へと転換した支援費制度へ移行し、さらに、平成18年4月には、障害の種別にかかわらず、市町村が一元的にサービスを提供することや就業支援を抜本的に強化することなどにより、障害のある人が自立し、地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が施行され、わが国の障害保健福祉施策は大きな転換点を迎えています。

大阪市では、こうした状況の変化に適切に対応し、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、「障害者自立支援法」に基づき、平成19年3月に「大阪市障害福祉計画（平成18～20年度）」を策定しました。平成19年度は、「大阪市障害者支援計画（平成15～24年度）」の中間年に当たるため、これを新たな法制度や社会経済状況の変化を踏まえて改定することとし、地域の実情に応じた取り組みを充実するとともに、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するために、「大阪市障害者支援計画 後期計画（平成20年度～23年度）」を策定しました。

この計画は、障害のある人の「個人としての尊重」「権利実現に向けた条件整備」「地域での自立生活の推進」の実現をめざし、平成23年度までに達成すべき課題を掲げ、その達成に向けた施策の方向性や重点的に取り組む施策を示しており、本市の関係部署間の連携した取り組みはもちろんのこと、国、大阪府をはじめとする関係機関、当事者団体、福祉関係団体や福祉・保健・医療・教育・労働等の関係団体や関係機関、さらには企業・経済団体等と連携し、本計画の推進を図っていくこととしています。